平成２３年（フ）第７０７号
高知市一宮東町４丁目13番41号
債務者　齊藤　里美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　廉
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７８号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島251番地１　第１深井ハイツ203号、旧住所神奈川県相模原市緑区東橋本２丁目20番16号　モア．ステージ橋本406号室
債務者　畠山　公孝
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目31番地13
債務者　萩原　和広
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮林　大佑
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０１号
千葉県松戸市金ケ作404番地の91　ヒルトップ五香102号
債務者　程田　　明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋倉　征成
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月14日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９号
栃木県下都賀郡壬生町通町17番35号
債務者　大友　裕勝
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月18日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５号
千葉県松戸市栄町６丁目474番地の５
債務者　熊谷　政則
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　聡宏
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１５号
静岡県浜松市北区大原町488番地の４
債務者　平口　吉行
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
静岡県浜松市北区大原町488番地の４
債務者　平口　照子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
静岡県浜松市北区大原町488番地の４
債務者　平口　　準
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
埼玉県川口市川口１丁目６番12号
債務者　齋藤アサヱ
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　孝明
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月12日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
栃木県栃木市鍋山町592番地
債務者　永島　良雄
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０３号
栃木県栃木市鍋山町592番地
債務者　永島　雄一
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６号
岐阜県本巣郡北方町北方1492番地
債務者　駒衣料こと彩華こと　飯尾　信善
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３３号
宮崎市大塚町樋ノ口1959番地１　サンフローラルハイツ303号、旧住所宮崎市大字富吉758番地２
債務者　川越　一典
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
宮崎地方裁判所破産係